

史料紹介 宝暦十年十一月晦日「陸奥国本吉郡平磯村と 岩尻村の境相論につき平磯村村役人連判願書」

Historical Records Introduction “A Letter of Petition about Altercation
about the Border with Hiraiso Village, Mutsu Province and Iwajiri Village” the year of 1760

越智 信也

OCHI Shinya

1. はじめに

宮城県牡鹿半島の 60km ほど北、黒潮あるいは親潮に洗われる太平洋岸に位置する本吉の大谷海岸は、遠浅で岩礁の多い海底が連続しており、その沿岸に鮪が回遊してくるため、古来大網と呼ばれる定置網漁が盛んに行われてきた。現在は宮城県気仙沼市に属している。

明治 26 年から、農商務省によって断続的にまとめられた『水産調査報告』の第 11 卷⁽¹⁾に、農商務省の技手渡邊為吉が「東北地方大網漁業」の章を設けてかなり詳細に記述している。その冒頭に「現在本邦ニ行ハル、定置漁具ノ内規模ノ最モ大ナル者ハ西南地方ノ大敷網、北陸地方ノ臺網、東北地方ノ大網、北海道ニ於ケルにしん建網等ナリトス其適切ノ漁場ニ敷ケル者ハ一ヶ年一萬圓内外ノ漁獲アリト云フ」と記しており、山口県の日本海側および五島列島を中心に発達した西南系大敷網、富山湾を中心に発達した北陸系台網、北見、根室等で用いられていたにしん建網と並んで、漁獲収入がある程度見込める大規模な定置網漁の一つとして挙げられている。

東北地方大網の起源は明らかではない。渡邊も、嘉承年間（1106～1108）⁽²⁾に鳥海弥三郎が創始したとの伝承を紹介しているが、文献上確かめることはできないとしている。大網は牡鹿半島に始まり、本吉、宮古等へと広がったと考えられ、『水産調査報告』第 11 卷の「しび大網沿革」⁽³⁾の章に、牡鹿郡浜方十八成組 11 か村の大肝入長沼家に伝来した史料に慶長 13 年（1608）に大網が行われていたことを示す記述があり、恐らくその頃よりはじまったものであろうとしている。また文政 12 年（1829）に陸中船越村の田代角左衛門が大網を改良して独自の大謀網を考案したことが『明治前日本漁業技術史』に見える⁽⁴⁾。「田代形大網」として三陸一帯に普及し、これがこの地域における大網漁隆盛の画期になっていることは確かだが、田代が大網を創始したわけではない。

ところで、大谷海岸の旧家熊谷家に伝来した「熊谷節子家文書」に、明和 3 年（1766）に本吉郡大肝入役を務めていた熊谷平三郎に対し、平磯村肝入弥四郎が隣村の岩尻村との境相論について訴えた際に添付された絵図面があり、次のように記されている。

此鮪立網場所むかしかさい様御代より立来候由老共語り置申候毎年相立申儀ニ無御座
しび沢山ニ参候節ハ拾年も式拾年も引続相立鮪不足ニ成り候得ば右入料相入候儀ニ候
間相控申候右しび之儀ハ沢山参候節ハ大鮪より先ニ参候ニ付右之様故前網も相立候間
相知申候大谷ニ而相立候儀覚無御座候

上の史料の「鮪立網場所」は、近世期の平磯村日門浦の沖合にあり、「かさい様御代より立来候」との古老の言い伝えを記している。「かさい様」は葛西氏のことで、鎌倉幕府の奥州攻めに参加して奥州藤原氏の滅亡後に奥州惣奉行となった葛西清重を祖とする。葛西晴信は天正18年(1590)、豊臣秀吉によって小田原征伐に参加しなかったことを咎められて改易されるまで、牡鹿・本吉・気仙等の「葛西七郡」を領する大名であった。日門の鮪立網はいわゆる大網で、「かさい様御代」にはすでにはじまっていたとすれば、それは天正18年以前の戦国期ということになる。これは、先に記した牡鹿郡における大網の起源と考えられる慶長13年(1608)より古い。長沼家文書の記事は、牡鹿郡における大網の設置を示す、文献上もっとも古い史料であるに過ぎないが、いずれにしても16世紀末から17世紀初頭にかけての時期に、後に隆盛する大謀網と呼ばれる大型の定置網に連続する大網の原型がはじまったと考えることができよう。

ところで、日門浦において大網は必ず毎年立てたわけではなく、鮪(しび)の回遊があれば10年でも20年でも継続したが、回遊がなければ止めていたことが記されている。

「熊谷節子家文書」は、本吉郡北方20か村を管轄した大肝入を代々努めた熊谷家に伝来した一括史料群であるが、従来あまり用いられてこなかった。「本吉町誌Ⅰ」⁽⁵⁾の「第二節 藩政時代の漁業」に大網についてのまとまった記述があるが「熊谷家文書」については未見とある。これにはいくらかの事情があろう。「熊谷節子家文書」は、後述するように、ある事情があって東京の水産資料館に収蔵されていた⁽⁶⁾。本吉町沿岸域の大網に関する史料は「熊谷節子家文書」以外にもあり、必ずしも同家文書の閲覧が必要ではなかったのだろう。しかし、点数は5,000点を優に越え、大網経営の帳簿類をはじめとした関係史料が相当量含まれており、特に近世期の大網経営を知る上では貴重な史料群ということができる。

本稿では、それらの大網経営に関連して、先に見たように近世期の本吉郡日門浦で古くから大網経営を営んできた平磯村と隣村の岩尻村との間に、宝暦10年(1760)に起こった境相論に関連する史料を紹介する。

2. 「熊谷節子家文書」について

日本常民文化研究所は昭和24年10月、水産庁より委託を受けて、全国の海岸線にある旧家や漁業協同組合をまわって、漁業制度に関連する諸資料を収集する事業を開始した。これを「漁業制度資料調査保存事業」(以下「事業」と略)という。その成果は約30万枚におよぶ筆写原稿として残された⁽⁷⁾。「事業」を主導した宇野脩平は、第一高等学校在学中に共産党に入党して活動したため放校となり、中国戦線に送られて終戦を迎えた。そのままソ連軍に捕えられ、シベリアに抑留された。その際、アルヒーフ(英語のアーカイブ。すなわち文書館)の存在を知って、日本にもそのような民族の資料を保管する国家機関が必要だと考えた。帰国後に澁澤敬三のもとに赴いて、同様に文書館の必要性を感じていた澁澤と見解を共有する。

澁澤の肝煎りで始められた「近世庶民資料調査委員会」の一員となった宇野は、一方では水産研究会に所属して、当時GHQとの連携のもと、漁業制度改革に取り組んでいた農林省水産局の官僚たちと交流を深めた。ほどなく宇野が主導して先の「事業」がはじめられることになった。昭和24年8月、「事業」の開始を二ヶ月後に控えて、水産庁が中心になって行った宮城県気仙沼調査に同行した宇野は、その帰途に本吉町にも立ち寄り、旧家を訪問している⁽⁸⁾。熊谷家にも訪れ、同家の一括史料群の寄贈を受けた。後に水産資料館に収蔵された「熊谷節子家文書」(以下「熊谷家文

書」と略)は、平成5年以降、水産資料館の機能が中央水産研究所(横浜市金沢区)に移されたのにもとない移動し、現在同研究所図書資料館に保管されている。

「熊谷家文書」は、その後整理され簡易な目録はあるが、詳細な目録はまだ作られていない。全体のほぼ70%を近世期の史料が占め、仙台藩大肝入職に関わる史料が含まれている。本稿で紹介する史料も、宝暦10年11月当時の大肝入熊谷又左衛門に宛てて出されたものである。

仙台藩では名主・庄屋にあたる村役人を肝入と称し、熊谷家は本吉郡北方に属する20か村(『旧高田領取調帳』)を管轄し、郡奉行のもと、代官の命を受け、各村の肝入に命じて、主に徴税や検断のことにあたる大肝入の地位を世襲した。熊谷家はまた、平磯村地先の海で行われた大網経営にも深く関わっており、その詳細の解明については今後に期したいが、熊谷家文書中には経営帳簿と関連史料が相当量含まれている。

3. 「陸奥国本吉郡平磯村と岩尻村の境相論につき平磯村村役人連判願書」について

岩尻村と平磯村はともに近世期を通じて陸奥国本吉郡北方に属し、明治8年(1875)に両村が合併して大谷村となるまで存続した。

本史料の基本情報を整理しておこう。

標題 陸奥国本吉郡平磯村と岩尻村の境相論につき平磯村村役人連判願書(整理番号1160)

※ただし、この標題は筆者が本稿の執筆にあたって適宜命名したもので、現在の保存用封筒には「平磯村岩尻村境川くほの所有に付両村の申事」となっている。

年代 宝暦10年11月晦日

作成 平磯村組頭 十右衛門他一四名

宛名 大肝入 熊谷又左衛門

形状 継紙

概要 本吉郡北方平磯村と同郡北方の隣村岩尻村との間で宝暦10年10月に境界争いが起こった。発端は岩尻村が両村の境界にある「川くほ」という川沿いの「谷原」に「畑新田切替」のための竿入れを願い出たことにある。対して平磯村は、「谷原」は平磯村の内であり、「畑新田切替」のための竿入れは承服できないとして大肝入熊谷又左衛門に訴状を差し出し、岩尻村も反論してやはり訴え出たため、両村の応酬があった。本史料は、両村の主張の応酬を整理した上で平磯村の主張の正当性を改めて訴えたものであろう。

なお、以下の翻刻にあたっては、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所と神奈川大学日本常民文化研究所にそれぞれ収蔵されている筆写稿本「熊谷家文書」の坪井鹿次郎氏による筆写を参考にした。また、改行は原史料の位置にそろえた。

(翻刻)

平磯村ト岩尻村両村境川くほと申所ニ谷原有之
候所江、岩尻村より新田御切替被成下候段願申上候ニ付、平磯村
より訴申上候得者、右ニ付岩尻村よりも訴申上候ニ付、御尋之上
品々左ニ申上候御事

岩

一両村境之儀、岩尻村ニ而何様ニ相心得居哉、両村より立合御村境之儀、承候処
肝煎長三郎并検断小肝入組頭等、御村境之儀ハ川切ニ有之候由申
儀ニ御座候、左様之儀ニハ無之先年より両村境高金山之境塚より見通
くだ丸海道上畑中之塚、夫より両村境印杭相立候所たて花
崎村境堀切ニ見通シ紛無之段、平磯村之者共申上候
左様ニハ無之、平磯村より入組之地江、畑新田切替迷惑之品々
初文ニ相見得申候、尤高金山之儀ハ岩尻村与兵衛持高之内ニ而
境塚と申も無御座候、不都合之儀申上候御事奉存候、先年より
川くぼ川切境相違無御座候、尤たて花崎も岩尻村之御百姓
権之助と申者持高御座候、且又右場所ニ而右同人も先祖代御
百姓ニ罷出申儀ニ御座候、平磯村地之内へ新田切替願申上候儀
二者無御座候と岩尻村より申上候

平

平磯村より入組之地江、岩尻村新田願申上候段、初文ニ申上候儀ハ
川くぼ川迎ハ村境印杭場御座候而、館花崎堀切を
見通シ仕候谷原之内ハ平磯村ニ而相違無御座と奉存候
間、入組之地とハ申上候、高金山之儀ハ岩尻村与兵衛持高
之内ニ而、境塚と申も無御座と岩尻村より申上候儀、□
右高金山境塚之儀ハ、与兵衛持高御座候共境塚
右無之儀ハ、先年 御上様より村々山川田畑居家
共ニ、絵図差申上候様被仰渡、村々より絵図差上候所ニ相分
兼申由ニ付、先大肝入熊谷左兵衛殿御絵図師御同道ニ而
御絵図被成候而、御上様并大肝煎殿御手前ニ右絵図
御控等可有御座と奉存候而、乍恐被御覽合被下
置度奉存候、右之節境塚等承覚申方より一村者共
境塚之儀覚如斯申上候、立花崎ハ岩尻村御百姓畑御座候
を以境ハ無御座と岩尻村より申上候、成程境之儀者堀切
と見通ニ御座候得共、岩尻村より之くか続キニ御座候而、自
由為仕平磯村より相かまい不申儀と奉存候ハ、くか
続より海をへたて見通シ之見当ニ斗仕、立花崎之地と
先年より指支申儀とハ奉存候

岩

一境越入御竿入願申上候儀、川尻之儀ハ南へ六七拾間相廻候儀も
有之、何方相廻り候儀も相定り相定無之儀と境と相心得申儀取合不申候
由平磯村より申上候
左様ニハ無御座、右川ハ北江も南江も相廻申儀無御座候、一円
不取合申儀を利合有之様ニ申上候、南ハ川続より平磯村當蔵と申者
畑五六拾間道成ニハ可有御座哉、少シ畑ニ御座候処、殊之外ニ切廣ケ

南江六七拾間相廻申儀ニ御座候は、右畑も川原ニ可被成候事ニ奉存候、此末御見分被成置候得者、委細相分り申儀ニ御座候此所御付札ニ而、唐蔵畑之訳不分候相聞得候段、品々無御余儀奉存候へ共、此段ハ平磯村御尋被成下度奉存候、切廣ケ申候儀ハ相違無御座候と岩尻より申上候

平

右川相廻申儀、近年ハ無御座候得共、先年洪水之砌當蔵畑之内へ押払砂じやり石等押懸ケ申候所ニ、御上様江も地横にも不申上、連々石砂等払右畑だけニ切まわし申候新規ニ谷原切廣ケ陸向之所ニハ無御座候、何ニ仕川迎ニ印杭相立、川も海道少シ上より川下海きわ迄ハ平磯村ト御座候而、先年より御巡見様御通り之砌も、右川江指相廻り申儀ニ御座候処、平磯村ニ而諸始末仕、御人足肝入にも平磯村より罷出取方仕儀ニ御座候而、此段共御絵図ニ而御吟味被成下度奉存候

岩

一境入組之地ハ勿論、岩尻村より縄坪海道下海きわ通谷原之地ハ、縦他村ニ有之候共指支申品之儀、くか之儀ハ岩尻村分地、海之地ハ平磯村分有之、海辺獵場所ニ而、何か平生相用不申候共鯛等押入候節ハ、網くり場海草物干方大浪ニ而よりもく両村隣村之者とともに干方通路にて御竿入被成候得者、指支可申由申上候

岩

左様ニハ無御座、右畑切替新田願申上候所ハ、しやぢま生立網干場ハ不及申、翔走り申儀ハ不被成候、其外網干場翔走り所ハ、岩尻村ニ而千間余も可有御座場所ニ御座候、尤此度願申上候場所之儀ハ、海きわ通より海道迄ハ四五拾間も有之所ニ候百間数間御座候得共、北方中之網相廻候而も干方翔等指支申場所ニ無御座候、尤よりもく等干方も指支申儀無御座候得共平磯村ニ而勝手勝ニ川くほ境之畑過分ニ切廣ケ、大谷町困窮之御伝馬人共如分之谷原等願申候得者、指支ケ間敷儀、此度申上候儀無扱仕合奉存候、初文ニハ平磯村分之地ニ申上候、紙めん中通りニ而岩尻村地之由、海之儀ハ平磯村分有之段、是又不都合之至ニ奉存候、何故縄坪平磯村浜ニ可有御座哉乍憚御考被成下度奉願候

平

平磯村之者共勝手勝ニ川くほ境之畑過分ニ切廣、大谷町より新田願申上候得者、指支申儀と岩尻村より申上候、平磯村ニ而も無扱儀と存奉候、何も岩尻村分地谷原へ打こへ切廣ケ

申儀ニハ無御座、前書ニ申上候通、地廣ニ被成候平磯村分之
地、本々畑だけニ起直申儀を川をこし岩尻村分之
谷原せばめ申様ニ跡形も無之儀取つくろい申上候儀
奉存候、尤谷原之儀初文と紙面中通りと相違候由
成程川ぶち通り海道下海きわえ引違、境塚
見通シより南ハ谷原之内ハ平磯村分と相心得、其外
東まい谷原ハ岩尻村分ニ無相違奉存候、海之儀も
境見通シより南ハ平磯村分北ハ岩尻海ニ御座候得共
当前之儀ニ御座候而、何ニ御見分先ニ而相分り申儀奉存候

岩

一此浦え平磯村前ニ有之大網、館花岩を後ニ鮪網かるい
取相立、其外いるか鯨等押入追、往古より平磯村ニ而計漁来り候
由申上候

岩

左様ニハ無御座候、大網かるい之儀ハ館花より向取申儀ニハ無御座
候得共、先年大網立初メ之節、色々無心申ニ付、大谷浜ニ而右網
相立不申ニ付、かるい取場計ハかし置申候、此末館花崎よりかるい
取候而ハ、専指支申儀ニ御座候間、此所御吟味被成下度、奉存候
押而無沙汰取申儀ニ御座候ハゞ、大谷浜より切はなし申候

此段共此以後相続之儀ハ不罷成候

此御付札ニ大網立初メニ平磯村より無心申候て始末可有之由、御不審御尤ニ候得共、前書之通館花
ニ而

御百姓ニ罷出御百姓御座候始末双方取替り付候得ハ、此度出入申出候儀無御座候、先年不吟味
を幸ニ申出候共御竿答之御百姓屋敷付も御座候

平

平磯村ニ而大網相立候ニ付館花崎より本かるい取候儀、先年
岩尻村よりかし置申由申出候、確ニ左様之儀ニハ無御座、館花
崎之儀ハ平磯村分ニ御座候得者、何ゆへかり可申儀ニも
無御座候、前書之通たではな崎より本かるい取只今迄
立来候処、此度岩尻村よりあとかたも無之儀とどうかま
しき儀申出候儀ハ難心得奉存候、無沙汰本かるい取
申候ハゞ、岩尻村より切はなし申段申上候、是等之儀ハ一向ごう
勢之申上様奉存候、何時ニ而も左様之儀御座候而ハ急死
相出候も難計奉存候間、此段御吟味被成下度奉存候

岩

一正徳年中いるか押入申節、平磯村より大勢舟ニ而罷出押詰候処ニ
大谷町之者共大勢罷出、おこい上ヶ手ばたき石竿等ニ而たゝ
き出シ、一向漁り不申、出入罷成両村え被仰付、向後寄物右浦

之内へ相入申候ハゞ、三ヶ壺三ヶ貳と仕、朔日より十日迄ハ岩尻村、十一日より晦日迄ハ平磯村と相分り申由同村より申上候

岩

左様ニハ無御座候、何故三ヶ壺岩尻村ニ而所務可仕儀ニ無御座候

平磯村之者共押揚申候ハゞ、半分岩尻村半分骨折ニ平磯え

相分と申筈ニ御座候、尤大谷浜の者共相加り申候ハゞ、三ヶ壺ハ平磯

三ヶ式ハ岩尻村より相心得罷有申候、十日廿日定も跡形も

無御座候不取合之儀申出候、縦不吟味を以左様ニ相定り候共

魚押揚場ハ岩尻村之地ニ相違無御座候得者、此末

鯨鮪等右之所え押揚候ハゞ、右申上候通三ヶ貳岩尻村

三ヶ壺ハ平磯村え骨折ニ相分ヶくれ申儀ニ御座候

此御付札ニ、先役熊谷左兵衛郡中肝入中立合吟味之上、首尾合双方無異議節ニ而

相定り候事と相決 候、此段始末可有之、乍憚紙面ニ申上候通、平磯村より相違之儀

申上候、双方共ニ始末と申ハ取遣り不仕候

平

正徳年中いるかおい入申節、両村取合ニ罷成候砌、元大肝煎

熊谷左兵衛殿ニ而郡中肝入中立合吟味之上、海之儀ハ

平磯村分ニ御座候得共、押揚所岩尻村分ニ而壺月

之内朔日より十日迄ハ岩尻村ニ而自由、十一日より晦日迄ハ平磯

村と被仰渡、双方共無異議御請仕候、証拠始末不仕候

儀ハ、郡中御吟味之上ニ而被打分ヶ候儀ニ候故、及吟味申間

敷候と吟味相済申候、前書申上候通り十一日前ハ何程いる

か參候而も平磯村より手入不仕候、十一日より晦日迄計漁り申

来り申候、正徳年中より宝暦七年迄いるか十壺度漁り

申候得共、大谷浜より壺度も手入不仕平磯村ニ而計漁り

申儀ニ御座候得者、是等ハ証拠と奉存候、勿

論最前平磯村より三ヶ壺三ヶ式之訳申上候儀ハ、壺ヶ月之内

日数十日岩尻村、廿日ハ平磯村と相定り申儀迄申上候処

岩尻村之紙面ニいるかニ而もくじらニ而も平磯村ニ而

漁り候を、三ヶ壺三ヶ貳と分ヶ取申様ニ申上候、尤骨折杯と

申上候儀ハ、至而あじやう計申上候儀ニ御座候、何故平磯

一村獵ニ仕候を他浜え分候、可申趣意無御座候

右故先年より前書申上候通、数度いるか漁り申候得共

壺度も分ちくれ申儀無御座候

一入組候海之くか地海獵之儀ハ、入合ニ御座候を、海之くか地

と申段已心得段、岩尻村より申上候海獵入合とハ御座

候得共、成程余獵ハ入合御座候処ニ入合不仕、去

村浜ニ而計取申獵も品々御座候、先以大網獵等

他村之海え相立申儀ハ不罷成候、其外いるかくぢら

等、大谷浜か又ハ長磯波知上浜ニ而も、つき上り申候ハゞ

余浜之者共ニハ為取申儀有之間敷奉存候、右申上候谷原御竿入被成候得者、三石鯛等大寄之砌指支可申と申上候儀を結向しやぢまハ切掛干方ハ一段克可有御座候由、岩尻より申上候処、谷原しやぢまハ干場ニ行当り申節何様ニも仕安キと奉存候獵事ハ何時と申儀ハ相知不申儀ニ御座候得者、夏中作毛仕附御座候節ハ、何様ニも畑え干方懸走り不罷成儀奉存候此段ハ何も平磯村ニ而計指支申筋ニハ無御座候得共大獵之節者余村より入組獵仕儀ニ御座候得者、指支申儀も難計奉存候、尤此度御新田願申上候場所之外数拾間之間敷、右獵事ハ勿論海草干場翔翔走り北方中之網相廻候而も、指支申儀無御座候由、岩尻村より申上候処、海きわ通数百間有之候迎も、白すかミ所ハ大浪等之節ハ一円用立不申、海中同然ニ御座候、何ぞ此度御竿入被成候場所ニ限り指支申儀ニハ無御座、此度を初而段々大谷町御伝馬人共相続之儀申立、段々谷原通り御竿入被成候得者、至而指支申儀ニ御座候、獵事ハ前書申上候通り干場立走りニも指支申儀ニ御座候、平磯村之儀田畑不足之御村都而海獵渡世之御百姓ニ御座候処、諸獵指支指支申儀ハ、無拋奉存候、偕又くか地押入御竿入ニ願申上候場所之儀、存分之谷原ニ御座候得共、海辺之儀ハより魚等有之候節ハ、纔々境間敷相論申節ニ御座候而、連々之検謁にも罷成儀ニ御座候間御上々様御苦勞も相考、不申上如斯奉願候、御慈悲を以獵事指支不罷成候様、御吟味被成下度、不顧憚を組頭小肝入連判を以如斯申上候以上

平磯村組頭

十右衛門 (印)

宝曆拾年十一月晦日

同 同

七兵衛 [印]

同 同

徳右衛門 (印)

同 同

伊惣右衛門 (印)

同 同

与五平 [印]

同 同

喜四郎（印）
 同 同
 儀兵衛（印）
 同 同
 當蔵（印）
 同 同
 當十郎（印）
 同 同
 次右衛門（印）
 同 同
 助内（印）
 同 同
 傳内（印）
 同 同
 権三郎
 同村小肝入
 伊兵衛（印）
 同村肝入
 喜左衛門

大肝入

熊谷又左衛門殿

さて、本史料は岩尻村が、平磯村との境界にある谷原に新田を設定しようとしたために、まずは両村の境界について応酬があった。先年両村立合いのもとに見分した際には「川切」と決まったとする岩尻村に対して、平磯村は「高金山之境塚より見通くだ丸海道上畑中之塚夫より両村境印杭相立」て、それを境界としたことを主張する。それらの塚があるかないかで見解が分かれば、しばらく川窪川の川尻の扱いについて議論があるが、この辺りから平磯村の主張は、「川くぼ」の境界そのものではなく、「海ぎわの地」の利用の問題へと変化する。平磯村は、谷原の海ぎわの地は、たとえ谷原が他村であっても網繰場あるいは網や海藻を干す場所として活用することを、元の大肝入熊谷左兵衛の頃に「郡中肝入申立会吟味の上」で確認したという。その際、「朧月之内朔日より十日迄ハ岩尻村ニ而自由十一日より晦日迄ハ平磯村と被仰渡」れたと主張する。当初平磯村が、岩尻村の「新田切替」に反対したのも、岩尻村の谷原の領有確定が「海ぎわ之地」の利用の権利をも失うことにつながると危惧したからであろう。

さらに平磯村は、「正徳年中いるか押入り申節平磯村より大勢舟ニ而罷出押詰候処ニ大谷町之者共大勢罷出おこい上ヶ手だたき石竿等ニ而たたき出シー向漁り不申」と述べ、岩尻村の漁業に対する態度に言及して、上記の日数の違い、すなわち3分の1が岩尻村、3分の2が平磯村という浦の漁の割り当ての正当性を主張する。

それにしても、沿岸漁業において海際の地が重要な意味を持つことは当然のことであり、大網の場合は藁縄で作られているため、しばしば荒波で破壊され、使用しないときは近くの浜で干してお

かなければならなかった。メンテナンスのための「海ぎわ之地」の重要性は大きなものがあるろう。「安永風土記御用書出」は安永年間に仙台藩が編纂した領内の地誌だが、平磯村と岩尻村の記述から両村の状況を比較してみると表1の様になる。

表1 安永風土記御用書出にみる平磯村と岩尻村の比較

村名	人口	田代	畑代	海上高	舟
平磯村	677人	22貫123文	22貫774文	4貫145文	53艘
岩尻村	1,073人	66貫456文	32貫514文	なし	27艘

表1を見ると、人口は岩尻村が平磯村の1.6倍ほどだが、田代では岩尻村がほぼ3倍あって田数の違いは明瞭である。一方、舟数は平磯村が圧倒的に多く、海上高の設定もなされている。ただし、舟の所有数を見ても、また上記の史料からも、岩尻村が漁業を全く行っていなかったとは考えにくく、海上高が設定されていないのは大谷本郷が伝馬駅に設定されていたため、免除されていたのではないかと『本吉町誌』に記されている。

以上のことから、平磯村が漁業に依存しているとは軽々に断定はできないが、地形的にも、岩尻村は大谷本郷周辺地あるいは窪あたりに水田を作ることができる平坦地が存在するが、平磯村にはそのような平坦地が少ない。また、大網の仕掛けは大型であり、しかも先の引用にもあったように、鮪の回遊には波があって、まったくこなくなることもまれではなかった。上記のような村勢の違いが、相論の背景となっていたことは間違いないところであろう。実際にこの相論は、ほぼ平磯村の主張が入れられるところとなっている。

注

- (1) 明治34年11月、農商務省水産局刊行。同書は国立国会図書館デジタル化資料として同館のウェブサイトで閲覧が可能である。
- (2) 渡邊為吉は「嘉祥年間(八四一～八五一)」と記しているが、渡邊の文中にも「今ヨリ八百年前」とあることから嘉承を嘉祥と誤って記したものであろう。
- (3) 『水産調査報告 第11巻』の「しび大網沿革」参照。
- (4) 『日本水産史』(日本常民文化研究所編、昭和32年、角川書店)56頁の山口和雄の記述参照。
- (5) 『本吉町誌Ⅰ・Ⅱ』は1982年に宮城県本吉郡本吉町から出版された。
- (6) 現在、水産資料館に収蔵されていた「漁業制度資料」は、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所図書資料館に保管されている。
- (7) 現在それらの筆写資料は、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所図書資料館と神奈川大学日本常民文化研究所が保管している。なお、同事業については網野善彦『古文書返却の旅』(中公新書、1999年)を参照されたい。
- (8) その時の様子は、宇野脩平『陸前唐桑の史料 日本漁村史料』(1955年、日本常民文化研究所)に詳しい。